

福井都市計画事業森田北東部土地区画整理事業に関し、施行者福井市が次の者に発した土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付したが受領を拒まれ、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項前段の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり掲示する旨の通知があったので、同項後段の規定により公告する。

平成30年12月17日

京都市長 門川 大作

1 書類の送付を受けるべき者

氏名	住所又は判明している 最後の住所	土地の表示
ユーエス食品株式会社	京都市左京区一乗寺水干町 11番地	上野本町5字白金39-2 外
渡邊 淳子	京都市右京区西京極北大入 町120番地	石盛町22字丸ノ島30外

2 掲示場所

福井県福井市上野本町34-12 上野本町公民館掲示板

3 掲示期間

平成30年12月14日から同月28日まで

(総合企画局情報化推進室)